別紙４

「理事の解任及び退任」に関する規定について（第10条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （説明事項）   * 本別紙では「理事の解任及び退任」に関する規定について、理事選任機関の構成等に合わせて２パターン例示する。  | **例番号** | **内容** | **本作成例**  **ページ番号** | | --- | --- | --- | | 例４－１ | 評議員会を理事選任機関とする場合 | 41 | | 例４－２ | 上記以外の場合（「独立した理事選任機関を置く場合」、「理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合」又は「理事会を理事選任機関とする場合」） | 42 |  * 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。 |

＜例４－１：評議員会を理事選任機関とする場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （理事の解任及び退任）  第10条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。  （１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき  （２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  （３）理事としてふさわしくない非行があったとき  ２　理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。  ３　理事は次の事由によって退任する。  （１）任期の満了  （２）辞任  （３）死亡 | * 第１項について、理事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定する必要がある。 * 第２項について、「30日以内」の期限は、法律で定める事項であるため変更不可。 * 「訴え」とは、裁判所への訴えをいう。 |
|  |  |

＜例４－２：「評議員会を理事選任機関とする場合」以外のケース＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （理事の解任及び退任）  第10条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。  （１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき  （２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  （３）理事としてふさわしくない非行があったとき  ２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。  ３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。  ４　理事は次の事由によって退任する。  （１）任期の満了  （２）辞任  （３）死亡 | * 第１項について、理事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定する必要がある。 * 当該理事を選任した理事選任機関が解任を求めることができる規定となっているか確認すること（左欄の第２項のように定めておくこと）。 * 第３項について、「２週間」及び「30日以内」の期限は、法律で定める事項であるため変更不可。 * 「訴え」とは、裁判所への訴えをいう。 |
|  |  |